

公益財団法人北海道対がん協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道対がん協会と称する。(以下、協会という)

(事業所)

第2条 協会は、主たる事業所を札幌市東区北26条東14丁目1番15号に置く。

2 協会は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、がんの予防、治療及び研究に関し必要な事業を行ない、もって公衆衛生の向上と地域社会の健全な発展を実現し、道民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2 前項のほか、生活習慣病の予防、治療及び研究に関し必要な事業を行なうことができる。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がん及び生活習慣病の予防及び治療に関する知識の普及啓発
- (2) がん及び生活習慣病の予防及び治療に関する相談及び指導
- (3) がん検診及び生活習慣病検診の実施及び推進
- (4) がん及び生活習慣病の予防及び治療に関する調査・研究
- (5) がん及び生活習慣病の予防、治療及び研究を行なう機関の設置
- (6) がん及び生活習慣病の予防を推進する団体との連携及び支援
- (7) 前各号のほか本協会の目的を達成するため必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 協会の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、協会の基本財産とする。

- 2 協会は、基本財産を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 3 基本財産の一部を処分または基本財産から除外するときは、理事会・評議員会の承認を必要とする。

(事業年度)

第6条 協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支計算書は、直近の定時または臨時の評議員会に報告するものとする。

3 第1項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに北海道知事に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経たうえで、定時評議員会に提出し承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に北海道知事に提出しなければならない。

(会計処理)

第9条 協会の会計処理の取り扱い、並びに特定費用準備資金、特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金、及びその他の特定資産として保有する資金の取り扱いは、理事会の決議により別に定める。

2 協会が受けた寄付金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める「寄付金の取り扱いに関する規程」による。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第10条 協会に、評議員6人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行なう。

2 評議員を選任する場合には、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律」(以下、認定法という)第5条第10号及び第11号の規定に準じ、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者。

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事(株式会社等の場合は取締役又はそれに相当する役職者)

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員

(3) 次に掲げる団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である評議員についても前号の規定に準じる。

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

3 協会の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を越えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員会等に出席した場合には、報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

3 前1項及び2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める「役員及び評議員の報酬と費用に関する規程」による。

第2節 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 役員損害賠償責任の全部又は一部免除

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。必要な場合には臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し

て、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 会長は、評議員会開催日の5日前までに、評議員及び監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項の通知は、政令で定める方法により、評議員及び監事の承諾を得て電磁的方法で行なうことができる。

3 前2項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、開催した評議員会において出席した評議員の中から選任する。

(定足数と決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。議長は議決に加わらず、可否同数のときに採決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数によって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員 of 損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) その他「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、一般法人法という)第189条第2項及びこの定款に定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の採決を行わなければならない。但し、出席した評議員の全員が、2候補者以上の選任案を一括して採決することに同意した場合には、この限りでない。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことに評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該評議員会で指名された議事録署名人が記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員を設置)

第24条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 16人以上 20人以内

(2) 監事 2人以内

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事会は、その決議によって、理事の中から次の役職に就く者を選定する

(1) 会長 1人

(2) 副会長 5人以内

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 2人以内

3 会長は、一般法人法に定められた代表理事とする。

4 会長及び副会長を除く理事の中から2人以内を、理事会の決議によって、一般法人法に定められた業務執行理事に指名することができる。

5 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事には、協会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む)並びに協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事及び常務理事は、会長の業務を補佐する。

5 業務執行理事は、会長の指示及び理事会で別に定めるところにより、協会

の業務の執行にあたる。

- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要な場合は意見を述べること。
- (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (5) その他一般法人法第197条が準用する第99条から104条に規定する監事の職務を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては報酬を支給することができる。

- 2 役員が理事会等に出席した場合には、報酬を支給することができる。
- 3 役員には、その職務を行なうために要する費用の支給をすることができる。
- 4 前1項から3項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める

「役員及び評議員の報酬と費用に関する規程」による。

(名誉会長、顧問及び参与)

第31条 協会に名誉会長、顧問及び参与(以下「名誉会長等」という)を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長等は、会長の諮問に応じ協会の運営に関し必要な事項に関し助言する。

第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行なう

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第35条 会長は、理事会開催日の5日前までに、理事及び監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項の通知は、理事及び監事の承諾を得て電磁的方法で行なうことができる。

3 前2項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数と決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって決する。議長は議決に加わらず、可否同数のときに採決権を有する。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときには、そ

の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第42条 協会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予め、その旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第43条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能、又は一般法人法第202条に規定する事由その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第45条 協会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第47条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録、並びに決議の省略の場合は全員の同意の書面又は電磁的記録
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬に関する規程
 - (7) 寄付金に関する規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の備え置き期間、並びに閲覧の方法等については、法令の定めるところによるほか、理事会の決議によって別に定める。

第8章 検診センター等

(設置等)

第49条 第4条第1項第5号に規定する機関として、検診センター及び細胞診センター（以下「検診センター等」という）を設置する。

- 2 検診センターは、札幌市、旭川市及び釧路市に設置し、それぞれ札幌がん検診センター、旭川がん検診センター、釧路がん検診センターという。
- 3 細胞診センターは、札幌市に設置する。
- 4 検診センター等には、センター長、所長及び所要の職員を置く。
- 5 センター長及び所長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 6 検診センター等の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第50条 協会に賛助会を置く。

- 2 賛助会員は、協会の目的に賛同した法人、団体及び個人で理事会において定めた年会費を納入するものとする。賛助会員の取り扱いについては、別に定める「賛助会規程」による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 協会は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の議決により別に定める。

第11章 公 告

第53条 協会の公告は、電子公告により行なう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、北海道において発行される北海道新聞に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事は、菊地 浩吉 とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、矢上 尚寿 とする。

附 則

この定款は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

別 表

公益財団法人への移行時の基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの) (第 5 条関係)

		単位 ; 円
財産種別	場 所 ・ 物 量 等	金 額
土 地	旭川市末広東 2 条 6 丁目 4 9 番 1 他 1 筆 8,696.94 平米	61,076,645
	釧路市愛国東 2 丁目 1 7 番 3 6 9 6,207.83 平米	60,246,000
投資有価 証券	日興コーポリアル証券(株) 1 0 年利付国債	10,000,000
合 計		131,322,645